

国際旅客機のポーランド国内の空港への着陸禁止措置の
一部変更について（10月19日）

<ポイント>

○アラブ首長国連邦及びカタールを出発する国際航空便は、ポーランド国内の空港に着陸することが可能です。

ポーランド外務省の発表によると、アラブ首長国連邦及びカタールは、新型コロナウイルス感染症に関する検査で陰性であると診断された乗客のみ航空機への搭乗を認めることをポーランド側に通知していることが確認出来ました。これにより、両国発の国際旅客便は、ポーランド国内の空港への着陸が可能です（※）。

なお、詳細については、各航空会社にお問い合わせください。

※アラブ首長国連邦及びカタール発の国際旅客便は、10月13日付で発出された「航空便の運行禁止に関する内閣令」において、ポーランド国内空港への着陸禁止措置の対象に追加されています。一方、新型コロナウイルス感染症に関する検査結果が陰性である乗客のみ搭乗していることを保証する旨をポーランドに通知した国の空港発の航空便は、同措置の例外とされています。

（問い合わせ先）

在ポーランド日本国大使館 領事班

☆電話：+48 22 696 5005

※開館時間のみ[09:00～12:30, 13:30～17:00]。開館時間外に緊急を要する場合には大使館代表番号（+48 22 696 5000）へお掛けください（閉館時電話対応委嘱業者がまずは伺うこととなります）。

☆メール：cons@wr.mofa.go.jp

☆HP：https://www.pl.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryouji.html